

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則(七〇・人事課)

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則(七一・人事課)

訓令

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(一九・人事課)

規 則

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第七十号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「県職員」の下に「(次号に規定する職員を除く。)」を加え、同条第三号中「前各号」を「前三号」に、「職務」を「職務」に改め、同号ただし書を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)(第四条第一項の給料表の適用を受ける職員にあつては、任命権者が知事と協議して相当すると認める職務

別表第一中「~~出職の職員の給与~~」を「~~出職の給与~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第七十一号

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則

単純労務の職員の給与の基準を定める規則(昭和三十三年秋田県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、三月一日」を削り、同条第二項中「及び第三項の」を「、第四項及び第五項の」に、「第三項に」を「第五項に」に改め、同条第三項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第五項」に改める。

第十条第三項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第五項」に改める。

第二十一条第二項中「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に改める。

附則第三項を削る。

附 則

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則の改正規定は、同年一月一日から施行する。

2 平成十五年六月一日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関するこの規則による改正後の単純労務の職員の給与の基準を定める規則第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは、「三箇月以内」とする。

訓 令

秋田県訓令第十九号

庁中一般
各地方機関

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務の職員の給与に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。
附則第六項を削る。
別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1		165,800	184,600	202,500	228,800	257,400	295,600
	2	121,200	172,600	190,500	208,700	235,800	264,800	305,000
	3	124,900	178,600	196,500	215,100	242,700	272,200	314,400
	4	128,700	184,600	202,400	222,000	249,900	280,300	323,800
	5	132,500	189,900	208,600	228,700	256,700	288,400	333,200
	6	136,700	195,000	215,000	235,500	263,600	296,800	342,500
	7	141,400	200,200	221,800	241,700	270,300	305,300	351,900
	8	146,200	205,700	227,900	247,600	276,500	313,500	361,200
	9	152,200	211,100	234,100	253,400	282,300	321,500	370,200
	10	158,300	216,300	239,900	259,200	287,800	329,100	379,000
再任用 職員以 外の職 員	11	165,500	221,800	245,500	264,600	293,300	336,700	386,600
	12	172,200	226,900	251,100	269,800	298,700	343,800	392,200
	13	178,100	231,700	256,300	274,800	304,000	350,900	397,200
	14	183,600	236,600	261,400	279,800	309,000	357,100	400,700
	15	188,300	241,400	266,300	284,500	313,700	363,200	404,200
	16	192,900	245,500	270,800	289,300	318,300	369,200	407,600
	17	197,400	249,600	275,600	293,300	322,600	374,900	411,100
	18	201,500	253,400	280,200	296,900	326,900	380,200	414,500
	19	205,200	256,600	284,600	300,100	331,000	385,200	417,900
	20	208,200	259,000	288,200	303,000	334,700	389,700	421,400
	21	211,200	261,100	290,800	305,900	338,100	394,200	424,900
	22	214,200	263,100	293,100	308,500	341,300	398,400	428,400
	23	217,100	264,500	295,500	311,200	343,700	401,700	431,900
	24	219,800	266,000	297,500	313,700	346,200		
	25	222,100	267,600	299,500	316,100	348,500		
	26	224,300	269,300	301,400	318,200	350,900		
	27	226,400	270,900	303,200	320,300	353,200		
	28	228,600	272,600	305,100	322,300			
	29	230,500	274,200	307,000	324,500			
	30	232,500	275,800	308,900	326,700			
	31	234,400	277,400	310,800	328,800			
	32	236,100	279,100					
	33		280,700					
再任用 職員		194,400	206,300	213,700	231,000	256,600	290,000	296,100

別表第五中

1号給	19号給	1号給	20号給
-----	------	-----	------

を「1号給 20号給」に改める。

別表第七中「6,000円」を「5,900円」に、「5,548円」を「5,454円」に、「5,715円」を「5,620円」に、「5,890円」を「5,791円」に、「7,600円」を「7,500円」に、「7,587円」を「7,461円」に、「8,300円」を「8,100円」に、「8,900円」を「8,700円」に、「9,500円」を「9,300円」に、「10,500円」を「10,300円」に、「11,200円」を「11,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成十五年一月一日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)
- この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた現業職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が別に定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 施行日前に職務の級を異にして異動した現業職員及び知事が別に定めるこれに準ずる現業職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(現業職員が受けていた号給等の基礎)
- 前二項の規定の適用については、現業職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この訓令による改正前の単純労務の職員の給与に関する規程の規定に従って定められたものでなければならない。

秋田県訓令第二十号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県人事事務取扱規程(昭和四十二年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「うえ」を「上」に改め、同条第二項中「うえ」を「上」に、「様式第三号の二」を「様式第三号の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 部局長は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)第二条第一項又は第二項の規定により選考により職員を採用しようとするときは、あらかじめ人事課長と協議の上、任期付職員採用申請書(様式第三号の二)に別表第三に定める関係書類を添えて申請しなければならない。
別表第二第一号中(8)を(9)と(7)を(8)と(6)を(7)と(5)を(6)と(4)を(5)と(3)を(4)と(2)の次に次のように加える。

(3) 一般職の任期付職員に採用する場合	(ア) 特定任期付職員に採用する場合	秋田県事務(技術)吏員に任命するを命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 任期は 年 月 日までとする 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表 号給(円)を給する 部 課勤務を命ずる	
(イ) 一般任期付職員に採用する場合	(ウ) 一般職	秋田県事務(技術)吏員に任命するを命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 任期は 年 月 日までとする 職務の級を 職 級に決定する 号給(円)を給する 初任給調整手当月額 円を給する 支給期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 部 課勤務を命ずる	任期を 年 月 日まで更新する

附 則
この訓令は、平成十四年十二月二十四日から施行する。

購読料金 一月三千五百円
発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 印 刷 所

秋田県株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766863
FAX(082)8766863
E-mail:matsubaransatsu.co.jp

